



県章

山形県公報

令和8年8月28日（金）

第733号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効……………（健康福祉企画課）…855
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…856
- 土地改良事業の計画変更の認可……………（同）…同
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………（農村整備課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土整備企画課）…857
- 同……………（同）…同
- 車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定……………（道路保全課）…同
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による
通行方法……………（同）…同
- 車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による
通行方法……………（同）…858
- 車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定の解除……………（同）…859
- 平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部改正……………（港湾課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（最上総合支庁建築課）…同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則……………860

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業振興・経営支援課）…同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（同）…861

正 誤

告 示

山形県告示第620号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和8年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1 F e e L S D）
- (2) N, N-ジエチル-2-（2-〔4-（2-フルオロエトキシ）フェニル〕メチル）-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類（通称名F l u e t o n i t a z e n e）

- (3) N, N-ジエチル-2-(2-{[4-(2-メチルプロポキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類（通称名 Isobutonitazene）
- (4) N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類（通称名 5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT）

2 失効の理由

条例第2条第5号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和8年8月28日

山形県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、因幡堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	菅 原 直 己	鶴岡市野田目字家ノ腰40番地

山形県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称
笹川土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日
令和8年8月19日

山形県告示第623号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
南 陽 市	1 者	南陽市竹原字宮城3362番ほか2筆
白 鷹 町	1 者	西置賜郡白鷹町大字高玉字門前南4816番

2 認可年月日

令和8年8月20日

山形県告示第624号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 8 月 28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
東置賜郡川西町大字玉庭地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和 8 年 8 月 6 日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第625号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 8 月 28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
米沢市
- 2 公共測量を実施する期間
令和 8 年 8 月 4 日から令和 9 年 3 月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第626号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和 8 年 8 月 28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道287号	東置賜郡川西町大字西大塚字因幡993番 4	東置賜郡川西町大字西大塚2281番 1

- 2 指定する期日 令和 8 年 9 月 1 日

山形県告示第627号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道287号	東置賜郡川西町大字西大塚字因幡993番4	東置賜郡川西町大字西大塚2281番1
同 上	西村山郡河北町谷地字嶋181番7	西村山郡河北町谷地字真木96番3
主要地方道山形天童線	山形市大字漆山字月山堂818番	天童市清池東二丁目1007番7

2 指定する期日 令和8年9月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

山形県告示第628号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度が同項各号に定めるものである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和8年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道287号	東置賜郡川西町大字西大塚字因幡993番4	東置賜郡川西町大字西大塚2281番1

2 指定する期日 令和8年9月1日

3 通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する限度超過車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行すること。

山形県告示第629号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 4 項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度が同項各号に定めるものである道路の指定を次のとおり解除する。

令和 8 年 8 月 28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 解除する道路の路線名及び区間

路 線 名	解 除 す る 区 間	
	起 点	終 点
一般国道458号	新庄市大字升形字前田表3623番 1	新庄市大字升形字笹原1647番45

2 解除する期日 令和 8 年 9 月 1 日

山形県告示第630号

平成19年 3 月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、県土整備部港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 酒田港(1)第 1 酒田プレジャーボートスポット及び第 2 酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表保管施設Hの項中 「

大浜ふ頭第 1 野積場	－22	17, 220	
-------------	-----	---------	--

」

を 「

大浜ふ頭第 1 野積場	－22	17, 220	
大浜ふ頭第 4 野積場	－23	25, 438	

」 に改め、同表港湾施

設用地Oの項中 「

高砂港湾施設用地	－ 6	5, 479	
----------	-----	--------	--

」 を

「

高砂港湾施設用地	－ 6	5, 479	
大浜港湾施設用地	－ 7	15, 922	

」 に改める。

山形県告示第631号

次の開発行為は、完了した。

令和 8 年 8 月 28 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和 8 年 8 月 7 日 8 指令最総建第 1 号

2 開発区域に含まれる地域の名称

新庄市五日町字宮内275番 2、403番 1 の一部、404番 1、405番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

新庄市沖の町 3 番 7 号 イトーホーム株式会社 代表取締役 伊藤 幸喜

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4－1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月28日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則4－1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4－1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

第33条を次のように改める。

（名簿の失効）

第33条 名簿は、確定後1年を経過した場合は、失効するものとする。ただし、人事委員会が必要と認めるときは、別に失効期日を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合においてはそれぞれ名簿を失効させることができる。

- （1）対象となつている職について新たに名簿が作成された場合
- （2）名簿をその対象となつている職について新たに作成された名簿と統合することができない場合
- （3）その他人事委員会が定める場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び東根市役所において令和8年12月28日まで縦覧に供する。

令和8年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）東根一本木商業施設

東根市大字東根元東根字一本木6087番2 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 た か き	西村山郡河北町大字溝延128番地	森 山 一 茂
株式会社ウェディングエル ティ	福島県福島市野田町一丁目10番41号	手 塚 健 一

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年3月31日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,247.40平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- （1）駐車場の収容台数 57台
- （2）駐輪場の収容台数 25台
- （3）荷さばき施設の面積 76.60平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 28.78立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前9時

ロ 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

7 届出年月日

令和8年7月30日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年12月28日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和8年12月28日まで縦覧に供する。

令和8年8月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ル・パークみかわショッピングスクエア（第1ブロック）

東田川郡三川町大字猪子字大堰端326番1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和8年7月28日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年12月28日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

正 誤					
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 8. 6. 19	第713号	641	2	情報通信の技術	情報通信技術